

障害者活躍推進計画に基づく取組の実施状況について

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号)第 7 条の 3 第 6 項の規定により、障害者活躍推進計画に基づく取組の実施状況について、次のとおり公表します。

機関名	島本町長、島本町教育委員会、島本町上下水道事業					
対象年度	令和6年度					
1. 採用に関する目標	<p>【目標】 実雇用率(各年6月1日時点)について、特例認定による町長部局と教育委員会との合算値を当該年6月1日時点の法定雇用率(令和6年は、2.8%)以上とする。 ※ 上下水道事業は職員数が少ないため、任免状況通報の対象外</p> <p>【評価方法】 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。</p> <p>【実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法定雇用率</th> <th>令和6年6月1日時点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.8%</td> <td>3.28%</td> </tr> </tbody> </table>		法定雇用率	令和6年6月1日時点	2.8%	3.28%
法定雇用率	令和6年6月1日時点					
2.8%	3.28%					
2. 定着に関する目標	<p>【目標】 不本意な離職者を極力生じさせない。</p> <p>【評価方法】 毎年の任免状況通報の際、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理</p> <p>【実績】 前年度の新規採用は行っていない。なお、在職する対象職員の離職者も生じなかった。</p>					